

## 令和8年度基幹バスシステムの導入に向けた検討業務 (沖縄県公共交通活性化推進協議会)

### 1 委託業務名

令和8年度基幹バスシステムの導入に向けた検討業務（沖縄県公共交通活性化推進協議会）

### 2 履行期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

### 3 業務目的

鉄道のない唯一の県である沖縄県は、那覇を中心とした本島内を網羅するようなバス交通網が形成されてきたが、県民の自動車保有台数の増加に伴い「慢性化した交通渋滞」や「公共交通の衰退」が続いてきた。

これらの状況を解決するため、国道58号を中心とした中南部地域のバス交通については、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画」（以下、「連携計画」という。）を策定し、基幹バスシステムの導入により、定時速達性の向上や、利用者に分かりやすく、運営上も効率的なバス網を形成するためのバス網再構築等の取り組みを各関係者にて検討・実施してきており、令和元年度には「基幹急行バス」の運行開始など、施策の具体化が行われたところである。

令和4年3月には「連携計画」を改定し、基幹バスシステムは重要な社会インフラと位置づけ、速達性や定時性などの目指すべき目標水準を明確にし、伊佐以北へのバスレーン導入に向けた事業スケジュールの更新を行っており、令和6年5月に策定された、「沖縄県地域公共交通計画」においても位置付けている。

また、令和5年度には、県土木建築部において、「パーソントリップ調査」が行われており、令和8年度には都市交通マスタープランが策定される予定。

本業務は、「沖縄県地域公共交通計画」や「連携計画」、「パーソントリップ調査」などの実施状況を踏まえ、バス事業者、市町村担当者との勉強会に向けた調査検討及び実施、並びに沖縄県公共交通活性化推進協議会の運営支援を行う業務である。

## 4 業務内容

### 4-1 バス事業者との連携

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

#### (1) 基礎情報等収集・取りまとめ

バス網再構築（効率化）を見据えた基幹バスシステム導入やバスの利便性及び事業性の向上に関する基礎情報を収集し、基幹急行バスを運行するバス事業者との勉強会の検討事項に関するケーススタディに向けた取りまとめを行う。

#### (2) ケーススタディにかかる技術的検討

基幹バスシステム導入やバスの利便性及び事業性向上にかかるケーススタディにバス事業者と協働して取り組み、バス網再構築（効率化）や交通結節点整備に向けた現状認識の共有および課題を明らかにし、その解決のための方策や方向性を取りまとめる。

バス事業者全体での勉強会は全3回を想定し、資料の作成及び会議の進行、議事録の作成などの運営支援を行う。

※勉強会の検討事項については提案することとするが、以下の内容は盛り込むこと。

- ・利便性向上の方策：「バス時刻表の統合」（継続実施）
- ・定時性確保のための方策：「乗降方法の検討」（継続実施）
- ・バス網効率化に向けた検討（継続実施）

※本業務で実施する勉強会や検討については、独占禁止法に抵触しないように、十分に留意すること。（バス網再構築（効率化）にかかる勉強会については、内容に応じて、全体での勉強会ではなく、個別での勉強会として実施することも検討すること。）

※検討事項については、各社の経営判断等を伴うことから、各社と調整しながら勉強会の内容・回数等に変更する可能性がある。

#### (3) 基幹バスシステムの導入に関する事例調査

基幹バスシステムの導入に関する取組について、勉強会参加者間の認識やイメージを共有するため、バス事業者を帯同した県外の事例調査を実施する。

帯同人数：各バス事業者1人程度×4社

調査場所：提案のこと

※事例調査の場所・時期については、各バス事業者の参加が多く見込める内容を検討すること。

※各バス事業者の参加者が少ない場合は実施を見送ることがある。（見送った場合は、4-2 関係5市村との連携 の中で5市村担当者との事例（交通結節点の整備等）調査についても検討すること。）

## 4-2 関係5市村との連携

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

### (1) 関係5市村勉強会の実施

基幹バスシステム導入に向け、交通結節点の整備等において、関係5市村の取組も重要となっており、それらに向けた取組を促進するため、関係5市村との勉強会を開催（1回予定）する。資料の作成及び会議の進行、議事録の作成などの運営支援を行う。

※関連する施策動向や関係5市村の取り組み等を踏まえ、交通結節点の整備等に関する取組を促進する提案を関係市町村に行うこと。

## 4-3 協議会運営支援

✓以下の項目を踏まえ、検討の進め方を企画提案書で示すこと。

### (1) 協議会運営補助業務

資料作成、会議設営、議事録作成などの運営補助を行う。

①会議は県庁会議室のほか、外部施設の会議室を使用する。なお、会場使用料は、発注者で別途支払う。開催回数は幹事会2回、協議会2回。

②幹事会・協議会開催関係資料作成：会次第、配席図、ネームプレート

③幹事会・協議会資料：30部（A4版（一部A3版、カラー含む）

ア 幹事会・協議会説明資料：パワーポイント使用、配付資料の補足説明用として作成。

イ 協議会委員報償費：10,000円（所得税含む）、11名、協議会2開催分。

（注）委員の交通費についても協議会補助業務の中から支出すること。

※交通費…委員の自宅又は営業所等から会議場所までの移動に要するバス運賃

### (2) 協議会支援業務

協議会年間計画・運営方針、協議会資料作成監督

①他調査進捗を踏まえた工程検討

②本業務及び他業務での検討結果のとりまとめ及び発注者との協議により協議会資料作成

③他調査資料のまとめ方等について、発注者、本業務受託者及び関連業務の受託者による会議を開催し、技術的助言を行う。

## 4-4 報告書作成等

本業務の報告書は、4-1～4-3の基礎情報及び検討結果や、必要なバックデータ・図表が盛り込まれていること。

報告書のとりまとめにあたっては、調査内容を体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。

打ち合わせ協議は、5回実施するものとする（中間3回）。

## 5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

① 調査報告書（くるみ製本・A4版）・・・ 2部

- ② 調査報告書（概要版） . . . . . 30部
- ③ 上記1)及び2)の電子ファイル . . . . . 一式
- ④ その他、沖縄県の指示する資料等 . . . . . 一式

## 6 業務の実施体制等について

受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者は管理技術者を配置し、管理技術者は、業務内容、作業の進捗状況等を的確に把握し監理するとともに、県監督員と緊密な連絡を取り、業務の方針および進捗状況を常に確認するものとする。

## 7 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通戦略推進課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。

## 8 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費
- イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

#### ① 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った

## 業務

### 9 他業務との連携について

沖縄県においては、以下の業務を発注（一部、発注予定を含む）しており、相互に連携し業務の遂行にあたること。

- ① 令和8年度TDM施策推進業務
- ② 令和8年度基幹バスシステム構築に向けた調査検討業務
- ③ 令和8年度シームレスな陸上交通体系の構築に係る広報活動業務
- ④ 令和8年度沖縄県交通デジタルシステム活用検討業務
- ⑤ 沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査（R8）
- ⑥ 道路整備と一体となった交通体系検討業務（R8）
- ⑦ 令和8年度てだこ浦西駅交通結節機能強化検討業務
- ⑧ 地域循環バス等実証事業委託業務
- ⑨ 令和8年度交通困難者公共交通利用促進実証事業検討業務

### 10 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通戦略推進課及び受託者で協議の上決定する。